

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 一・四―ジオキサンを含む廃棄物の規制の強化

一 次に掲げる廃棄物を特別管理産業廃棄物として追加すること。（第二条の四関係）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる産業廃棄物焼却施設（一・四―ジオキサンを含む廃棄物の処分の用に供する施設に限る。）において生じたばいじん及び当該ばいじんを処分するために処理したものであって、一・四―ジオキサンを基準以上含むもの

2 水質汚濁防止法施行令別表第一第二十一号ハ、第三十三号イ及びニ、第三十七号チ、第三十八号の二、第四十七号ニ、第五十号、第六十六号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四―ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四―ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四―ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設において生じた廃油（廃溶剤（一・四―ジオキサンに限る。））及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四―ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

- 3 水質汚濁防止法施行令別表第一第二十一号ハ、第三十三号イからニまで、リ及びヌ、第三十七号イからハまで、チ及びタ、第三十八号の二、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号の二、第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四―ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四―ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四―ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものであって、一・四―ジオキサンを基準以上含むもの
- 二 海洋投入処分が禁止される産業廃棄物に、一・四―ジオキサンを基準以上含む廃棄物を加えること。

（第六条関係）

- 三 一の1から3までについて埋立処分の基準を定めること。（第六条及び第六条の五関係）
- 四 その他所要の規定の整理を行うこと。

第二 附則関係

- 一 この政令は、平成二十五年六月一日から施行するものとする。
- 二 罰則に関し所要の経過措置を設けること。